

別表7 保管場所面積の算定書

1. 容器保管必要面積	容器の直径又は縦〔 〕m × 容器の直径又は横〔 〕m × 容器数〔 〕個 ÷ 段数〔 〕段 = ① _____ m ²		
2. 資源保管必要面積	資源コンテナ面積 _____ m ² × コンテナ数〔 〕個 ÷ 積み重ね〔 〕 ÷ 段数〔 〕段 = ② _____ m ² 最低必要面積1.2m ² (0.6m ²)		
3. 洗浄排水設備面積	③ _____ m ²	4. 作業上必要面積	④ _____ m ² 保管場所面積①~④合計 _____ m ²
5. 燃やすごみ・燃やさないごみの持出場所	戸数〔 〕 × 0.1m ² = ⑤ _____ m ²	6. 粗大ごみ集積所	⑥ _____ m ²

【算定上の注意】

1. 棚を設置する場合は2段（高さ80cmから100cmまで）までとする。
2. 資源コンテナ（びん・缶用が各1個。ペットボトル・古紙類用が2個。合計6個。）の最低必要面積は1.2m²（棚を設置した場合は0.6m²）とする。
7個以上必要な場合は1段につき2個までの積み重ねも可能とする。 ※資源コンテナ数が6個の場合は積み重ねはできません。
※古紙類の保管設備としてはコンテナは使用しないが、面積算定のため便宜上コンテナによる換算をしている。
3. 保管設備の外寸

種 類	反転コンテナ	60%容器	資源コンテナ
外寸（メートル）	横1.36m × 奥行0.59m × 高さ0.89m	丸型 直径0.60m × 高さ0.55m 角型 縦0.35m × 横0.55m × 高さ0.60m	縦0.37m × 横0.53m × 高さ0.33m (面積の算定では0.2m ² で計算する)

※容器の規格はメーカーによって異なるので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

4. 洗浄排水設備面積及び作業上必要面積は、容器の洗浄や出し入れが十分に行える面積を確保すること。
5. 住宅用建築物には廃棄物保管庫とは別に粗大ごみ集積所を設置すること。面積は3m²以上とする。